

6月議会に係る記者会見会議録

2019（令和元）年5月28日（火）午前11時～

市役所本庁4階 第406会議室

1. 市長からの発表

5月も最終週に入り、気温も上がり暑い日もありますが、朝夕と寒暖の差を感じる日が続いています。

本日、6月議会定例会の招集告示をしました。

本日の午前中に、議会運営委員会が開催され、6月4日に開会し、28日までの25日間の会期で開催されることになりました。

この6月議会定例会には、一般会計補正予算をはじめ条例改正など31議案を提出することとしています。

まず、一般会計補正予算では、既定の予算額から歳入歳出それぞれ3億2千3百77万1千円を増額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ4億50億5千7百27万2千円とするものです。

今回の補正ですが、例年より規模が大きくなった理由としては、平成30年度の国・県の第2次補正予算などにより、国・県からの交付金がおよそ4億円となり、補正額を上回ったため、予定していた地方債1億4千万円の発行が不要となりました。

その主なものは、民生費では、福祉総合システム改修委託料に1千1百71万8千円を計上しています。

これは、今年10月から始まる幼児教育・保育の無償化実施に向けて、国の補助を受けて子ども子育て支援システムの改修を行います。

衛生費では、予防接種業務経費に2千3百19万9千円を計上しています。

これは、風しんの感染拡大を防止するため、早急の対策として国からの補助を受けて、風しん対策事業として、風しん抗体検査等を実施する経費です。

農林業費では、国からの補助事業として「ため池氾濫解析・ハザードマップ作成業務委託料」に7千6百26万1千円を計上しています。

これは、市内のため池における被害想定区域図及び、危険と判断されたため池のハザードマップの作成です。

同じく国からの補助事業として「畜産施設等整備事業費補助金」に9千6百63万6千円を計上しています。

これは、畜産業の強化対策として、市内の畜産農家や関係機関が策定し、三重県が認定した畜産クラスター計画に基づいて、中心的な経営体の収益性の向上、伊賀牛の品質向上と生産体制の強化に必要な施設整備等の支援を行うものです。

歳入では、地方譲与税、国・県支出金、繰入金、市債などをそれぞれの事業費の変更などに伴い所要額の補正を行います。

なお、債務負担行為の補正については、本年10月から見込まれる消費税率の引き上げに伴う限度額の設定や、(仮称)伊賀市汚泥再生処理センターの維持管理業務を長期継続契約するため、し尿処理及び施設維持管理経費についての期間及び限度額の設定を行います。

2. 6月議会提出議案について

令和元年第3回伊賀市議会（定例会）提出議案概要（予算議案を除く。）

議案番号	件名	提案理由及び内容	担当部署
67	伊賀市森林環境譲与税基金条例の制定について	【制定理由】森林整備及びその促進に関する施策の財源に充てる「伊賀市森林環境譲与税基金」を設置するため。 【条例の内容】基金の設置、積立て、管理、繰替運用、処分などについて規定する。 【施行期日】公布の日	農林振興課
68	委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	【改正理由】「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」が改正され、選挙長等の費用弁償額が改定されことに伴い、市においても準用するため。 【改正内容】投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人の報酬の額を引き上げる。 【施行期日】公布の日	選挙管理委員会事務局
69	伊賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	【改正理由】「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により時間外労働の上限規制等が導入され、国家公務員においても、超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めるなど	人事課

		<p>の措置が講じられているため、本市においても国に準じて、規則で措置することができるよう改正する。</p> <p>【改正内容】時間外勤務命令に関し必要な事項を規則で定めるための規定を新たに加える。</p> <p>【施行期日】令和元年7月1日</p>	
70	伊賀市文化会館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について	<p>【改正理由】令和元年10月1日に予定されている消費税率の引上げに合わせて、伊賀市文化会館、青山ホール及びあやま文化センターの利用料金を改定するため。</p> <p>【改正内容】伊賀市文化会館、青山ホール及びあやま文化センターの利用料金を税率分引き上げる。</p> <p>《改正する条例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊賀市文化会館の設置及び管理に関する条例 ・青山ホールの設置及び管理に関する条例 ・あやま文化センターの設置及び管理に関する条例 <p>【施行期日】令和元年10月1日</p>	文化交流課
71	伊賀市ゆめぼりすセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	<p>【改正理由】令和元年10月1日に予定されている消費税率の引上げに合わせ、施設の維持管理経費を勘案して、施設使用料を改定するため。</p> <p>【改正内容】貸館の使用料を区分ごとに100円から300円、冷暖房使用料を区分ごとに10円から20円増額する。</p> <p>【施行期日】令和元年10月1日</p>	地域づくり推進課
72	伊賀市体育施設条例の一部改正について	<p>【改正理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民・地域スポーツの拠点となる施設の整備を進めるため、老朽化の著しい上野運動公園プールを廃止するとともに、本年10月1日に予定されている消費税率の引上げに合わせて体育施設の使用料等を改定する。 <p>【改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上野運動公園プールの設置規定を削る。 ・体育施設の使用料等を引き上げるとともに、使用区分及び使用単位を改正する。 <p>【施行期日】令和元年10月1日</p>	スポーツ振興課
73	伊賀市駐車場条例の一部改正について	<p>【改正理由】市営駐車場の適正な管理を継続するため、歳入確保の観点から市営駐車場の料金を改定する。</p> <p>【改正内容】旧庁舎周辺の市営白鳳門駐車場、市営上野公園第1駐車場、市営上野公園第2駐車場、市営上野公園第3駐車場及び市営だんじり会館駐車場の</p>	管財課

		<p>(5つの市営駐車場の)料金を引き上げる。 【施行期日】令和元年10月1日</p>	
74	伊賀市火葬場設置条例の一部改正について	<p>【改正理由】近年使用実績がなく、地区からも閉鎖の要望が出ているまえがわ火葬場を廃止するため。 【改正内容】まえがわ火葬場の設置規定を削る。 【施行期日】令和元年7月1日</p>	同和課
75	伊賀市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	<p>【改正理由】「災害弔慰金の支給等に関する法律」及び「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」が改正され、災害援護資金の貸付けに関して、保証人、貸付利率、償還方法の規定が見直されたことによる。 【改正内容】災害援護資金の貸付けを受ける場合に、「やむを得ない」と認められる事情がある場合は保証人を立てなくても貸付けを受けられることとし、貸付利率は、保証人を立てる場合は無利子、立てない場合の据置期間中は無利子、据置期間経過後は年3パーセント以内で別に定める率とする。また、償還方法に月賦償還を加える。 【施行期日】公布の日</p>	医療福祉政策課
76	伊賀市国民健康保険診療所条例等の一部改正について	<p>【改正理由】令和元年10月1日に予定されている消費税率の引上げに伴い、医療機関における文書料等を改定するため。 【改正内容】国民健康保険診療所、上野総合市民病院及び応急診療所の文書料等において、消費税率引上げ分料金を引き上げる。 《改正する条例》 ・伊賀市国民健康保険診療所条例 ・伊賀市立上野総合市民病院の診療報酬額の基準及び使用料、手数料等に関する条例 ・伊賀市応急診療所の設置及び管理に関する条例 【施行期日】令和元年10月1日</p>	<p>保険年金課 医療事務課 医療福祉政策課</p>
77	伊賀市介護保険条例の一部改正について	<p>【改正理由】令和元年10月1日に予定されている消費税率の引上げ時に、第1号被保険者の市民税非課税世帯である第1段階から第3段階までの者を対象に、保険料軽減措置を強化するため。 【改正内容】第1号被保険者の保険料の減額賦課に係る規定の改正及び追加を行う。 【施行期日】公布の日</p>	介護高齢福祉課

78	伊賀市教育研究センター設置条例の一部改正について	<p>【改正理由】令和元年10月1日に予定されている消費税率の引上げに合わせ、会議室使用料を改定するとともに、冷暖房使用料等を規定するため改正する。</p> <p>【改正内容】会議室使用料を引き上げるとともに、冷暖房使用料、運動場夜間照明使用料及び体育館照明使用料を規定する。</p> <p>【施行期日】令和元年10月1日</p>	学校教育課
79	伊賀焼伝統産業会館条例等の一部改正について	<p>【改正理由】令和元年10月1日に予定されている消費税率の引上げに合わせ、伊賀焼伝統産業会館、大山田農村環境改善センター、伊賀市農業公園備品等、伊賀市シルバーワークプラザ、菜の舎及びバイオ燃料センターの利用料金等を改定するため。</p> <p>【改正内容】伊賀焼伝統産業会館、大山田農村環境改善センター、伊賀市農業公園備品等、伊賀市シルバーワークプラザ、菜の舎及びバイオ燃料センターの利用料金等を引き上げる。</p> <p>《改正する条例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊賀焼伝統産業会館条例 ・大山田農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例 ・伊賀市農業公園の設置及び管理に関する条例 ・伊賀市シルバーワークプラザ条例 ・伊賀市資源循環型農業推進施設の設置及び管理に関する条例 <p>【施行期日】令和元年10月1日</p>	商工労働課 大山田支所振興課 農林振興課
80	だんじり会館条例の一部改正について	<p>【改正理由】令和元年10月1日に予定されている消費税率の引上げなどを踏まえ、だんじり会館の参観料を改定するため。</p> <p>【改正内容】だんじり会館の参観料を引き上げる。</p> <p>【施行期日】令和元年10月1日</p>	観光戦略課
81	赤井家住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	<p>【改正理由】</p> <p>令和元年10月1日に予定されている消費税率の引上げに合わせ、赤井家住宅の利用料金を改定するとともに、赤井家住宅の指定管理者の指定の期間を、指定管理者が安定した運営計画や収支計画を立てられるよう指定期間を延長するため。</p> <p>【改正内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①赤井家住宅の利用料金を引き上げる。 ②赤井家住宅指定管理者の指定の期間を「3年間」から「5年間」に改める。 	中心市街地推進課

		【施行期日】①令和元年10月1日 ②令和2年4月1日	
82	岩倉峡公園キャンプ場条例及び阿山ふるさとの森公園条例の一部改正について	【改正理由】令和元年10月1日に予定されている消費税率の引上げに合わせて、岩倉峡公園キャンプ場の利用料金及び阿山ふるさとの森公園の使用料を改定する。 【改正内容】岩倉峡公園キャンプ場の利用料金及び阿山ふるさとの森公園の使用料を引き上げる。 《改正する条例》 ・岩倉峡公園キャンプ場条例 ・阿山ふるさとの森公園条例 【施行期日】令和元年10月1日	都市計画課 阿山支所振興課
83	青山ハーモニー・フォレストの設置及び管理に関する条例の一部改正について	【改正理由】近年、青山ハーモニー・フォレストの管理経費が上昇していることから、収支バランスを考慮し、近隣の類似施設を参考に利用料金を改定するため。 【改正内容】青山ハーモニー・フォレストの利用料金を引き上げる。 【施行期日】令和元年10月1日	青山支所振興課
84	伊賀市火災予防条例の一部改正について	【改正理由】「不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）」及び「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成31年総務省令第11号）」が公布されたことによる。 【改正内容】 ・避雷設備に係る規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。 ・スプリンクラー設備に係る規定中「作動時間が60秒以内」を「種別が1種」に改める。 ・民泊住戸部分において、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することで、住宅用防災警報器等の設置免除が可能である旨の規定を加える。 【施行期日】令和元年7月1日	消防本部予防課
85	伊賀市農業集落排水処理施設等の管理に関する条例等の一部改正について	【改正理由】令和元年10月1日に予定されている消費税率の引上げに伴い、農業集落排水処理施設、公共下水道施設、上野新都市産業汚水処理施設及び戸別合併処理浄化槽の使用料を改定するため。 【改正内容】農業集落排水処理施設、公共下水道施設、上野新都市産業汚水処理施設及び戸別合併処理浄化	上下水道部経営 企画課

		<p>槽の使用料を、消費税率 10%を適用した額に改定する。</p> <p>《改正する条例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊賀市農業集落排水処理施設等の管理に関する条例 ・伊賀市下水道条例 ・上野新都市産業汚水処理施設の管理に関する条例 ・伊賀市戸別合併処理浄化槽の管理に関する条例 <p>【施行期日】令和元年 10 月 1 日</p>	
86	伊賀市水道事業給水条例の一部改正について	<p>【改正理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道法施行令の改正と本年 10 月 1 日に予定されている消費税率の引上げに伴い、加入負担金、工事負担金及び水道料金を改定するため改正する。 <p>【改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引用している水道法施行令の条名を改正する。 ・加入負担金、工事負担金及び水道料金を、消費税率 10%を適用した額に改定する。 <p>【施行期日】令和元年 10 月 1 日</p>	上下水道部経営企画課
87	新市建設計画の変更について	<p>【提案理由】旧合併特例法に基づき、合併後 10 年間のまちづくりを進めるための基幹計画として策定された新市建設計画は、平成 24 年 6 月に「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い計画期間を 5 年延長しているが、昨年 4 月に再度法律が改正され合併特例債の活用期間が延長されたことに伴い新市建設計画を変更するため、旧合併特例法第 5 条第 7 項の規定により議会の議決を求める。</p> <p>【主な変更内容】新市建設計画期間の 2 年延長</p>	総合政策課
88	伊賀市文化振興ビジョンの策定について	<p>【提案理由】今後伊賀市がめざす文化芸術の振興に関する理念と施策の方向性を明確にし、文化芸術に関する施策を効果的に推進するための基本的な指針として伊賀市文化振興ビジョンを策定するため伊賀市議会の議決すべき事件を定める条例第 2 条第 2 号の規定により議会の議決を求める。</p>	文化交流課
89	専決処分の承認について	<p>【提案理由及び内容】</p> <p>○平成 31 年度伊賀市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）</p> <p>平成 30 年度伊賀市国民健康保険事業特別会計直営診療施設勘定診療所費の決算において、歳入が不足</p>	保険年金課

		したことにより、地方自治法施行令の規定に基づき翌年度歳入の繰上充用を行うため、当該必要額 97,485 千円を平成 31 年度予算として補正する専決処分を行った。	
90	専決処分の承認について	<p>【提案理由及び内容】</p> <p>○平成 31 年度伊賀市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第 1 号）</p> <p>平成 30 年度伊賀市住宅新築資金等貸付特別会計の決算において、歳入が不足したことにより、地方自治法施行令の規定に基づき翌年度歳入の繰上充用を行うため、当該必要額 65,687 千円を平成 31 年度予算として補正する専決処分を行った。</p>	同和課

主な質疑応答の概要

【議案第 60 号 一般会計補正予算「ため池氾濫解析・ハザードマップ作成業務委託料」について】

記者：ハザードマップを作るだけではなく、今あるため池がどれだけ危険なのかという解析からするのですか。

農村整備課：そうです。

記者：ため池は何箇所ぐらいありますか。

農村整備課：伊賀市は 1,397 箇所の農業用ため池を持っていますが、現在防災重点ため池として位置付けているのは、581 箇所ございます。その 581 箇所のうち、既に 141 箇所については、ハザードマップを作成済みでございますので、残りの 440 箇所のため池について氾濫解析を行い、想定被害区域図を作成する予定でございます。また、その中で深刻な被害が見込まれる 50 箇所のため池について、ハザードマップを作成する予定です。

記者：もう一回確認します。まず 1,397 箇所伊賀市には農業用ため池があるのですね。その中の 581 箇所というのはどういう絞り方ですか。

農村整備課：決壊した場合に、人的被害を与える恐れがある池になります。

記者：周辺に人が住んでいるというイメージでよろしいですか。

農村整備課：はい。

記者：その中から 141 箇所はもうできているのですか。この 141 箇所というのは、どのように選ばれたのですか。

農村整備課：この141箇所は、平成29年度までに完了していましたが、地図上でため池近くの下流側に人家があることや、あるいは貯水量が非常に多い大きなため池を選択してハザードマップを作っております。

記者：581箇所の内、141箇所は先行して平成29年度までにできているが、それは水量の大きいため池をピックアップしてハザードマップを作られた。残り440箇所の解析をこれからと理解しましたが、既に深刻な被害が見込まれる50箇所は指しているのですか。

農村整備課：いえ、解析して場合によっては、人家に影響がないという結果もあり得ますので、地図上でできるだけの見込みをたてて発注をさせていただきたいと思っていますので、現在50箇所に絞り切れてはいません。

記者：440箇所は、これから取り掛かり解析しますよね、その中でハザードマップ作成までいくのは50箇所程度という説明ですか。

農村整備課：現在の予算上で50箇所となっています。

記者：それよりも危険なため池があったらどうするのでしょうか。

農村整備課：解析した後でないとまだ50箇所になるのか、あるいは100箇所くらいになるのか、場合によっては、人的被害は少ないとするなら減る可能性もあります。

記者：では、解析結果によってはマップの数が変わってくるということですか。

農村整備課：変わります。

記者：予算計上、予算を見積もるために結論的には50箇所見込まれているが、解析した結果によっては30箇所になるかもしれないし、70箇所になるかもしれないということですね。

農村整備課：はい。現在の見込みです。

記者：7千万円あまりの予算で、マップ作成まではどれくらいですか。いつマップ作成にかかりますかね。

農村整備課：全体のシュミレーションを今年から来年で行い解析した結果を基に、ハザードマップの作成を今年度、もしくは来年度で完成見込みです。

記者：では、令和2年度までに解析も終われば、ハザードマップ作成も終わるとということですか。

農村整備課：その予定です。

記者：2年間で7千万円の予算ですか。

農村整備課：違います。

記者：単年度だけで7千万。では来年ももちろんありますね。いずれにしても、50箇所のハザードマップは令和2年度中に完成ということですね。

農村整備課：はい。

記者：(市役所本庁舎の南側)真正面に大きな池ありますが、例えばあれはどうですか。

市長：あれはもう終わっています。改修も終わっていると思います。決壊浸水の恐れはありません。

記者：わかりました。

【議案第72号 伊賀市体育施設条例の一部改正について】

記者：上野運動公園プール廃止の案件は何回目ですか。

スポーツ振興課：1回目は、平成30年3月議会に、2回目は、平成31年3月議会に提出させていただいたところです。今回で3回目です。

記者：要するに、上野運動公園プールの項を削るという廃止のための改正ですよね。

総務部長：そうです。

【議案第83号 青山ハーモニー・フォレストの設置及び管理に関する条例の一部改正について】

記者：議案第83号の青山ハーモニーフォレストについて、施設の使用料などの料金改定は、一部消費税の引き上げの関係で上がるとかあったのでしょうか、これについては、消費税の引き上げのことについて一切触れられていなくて、「収支のバランスです」とか「近隣施設の料金体系を考えて」うんぬんとかとありますが、ひとつはちょっとどさくさではないのですが、年度途中の10月から引き上げる理由がわかりません。そもそもどれだけの人が来ていて、それに見合った料金を例えば値上げするという根拠ですね、そのあたりの資料が欲しいです。なぜまたこのハーモニーフォレストはこの消費税引き上げと合わせて料金改定しなければいけないという判断になったのか教えていただけます

か。

総務部長：基本的に 10 月 1 日に合わせていますのは、消費税のことも含めて
いるという部分もありますが、それに合わせて改正したということよ
りは、今申し上げたような近隣の施設との均衡で上げたということの
要素の方が強いということで、上がったところには当然そういうよう
なものも一定含んでいるという解釈をしていただきたらと思います。
料金に関しては、基本 10 月に合わせてある分については、そういう
ものは当然加味して上げているということで考えていただきたらとい
う風に思っております。

記 者：引き上げの場合ですと、10%に合わせてということなので、引き上げ
額がわかりますが、これについては例えば 4 千円が 6 千円になったり
ですとか、様々な金額の上げ幅があったりするんですね。それは含ま
れているとおっしゃりますが、数字からは一切見えません。ですの
で、近隣どこと比べてとか、今どれくらい使われているとか、市はそ
の料金を上げることによってさらに利用を増すというそういう試算で
すよね。

総務部長：そうです。

【各議案での消費税による料金引き上げについて】

記 者：市営駐車場の料金改定も消費税入れてなかったですよ。

総務部長：時期が 10 月に合わせていますが、消費税引き上げに合わせてとい
う部分はありますが、内消費税がいくらというようなことを積算して
いるかということではなくて、主にこういう理由で上げて
いるということです。

記 者：他の消費税という説明がある分は、消費税分だけ基本上がったという
理解でいいですか。

総務部長：それ以外にもございます。指定管理の期間を延ばすというのは別に
議案にさせていただいています。

記 者：例えば今上野運動公園が出ました。

総務部長：そういうのは分けてあります。

記 者：消費税率の引き上げに合わせて体育施設等の使用料等の改定をする。

総務部長：そういう風に申し上げているものは、消費税だけとさせていただい

て結構です。違うのは、ゆめぼりすセンターとだんじり会館、その辺が若干消費税などを踏まえて表現しています。

市 長：要は消費税に便乗しているのではないかとということですね。2つあって、消費税の分だけ上乗せして改定した分と、前回の時に上げてなかったものがありますので、それが他の施設と比べるとばらつきが出てきたので、ではこの際そういうことも是正して、何回も料金改定するのは大変なので、1回にしましょうねということとしています。個別のことについては担当の方に言っていただければしっかりとした説明が出ると思いますが、ここでは相対的にそういうことであるということしか申し上げられません。

【南庁舎整備事業の補正予算案について】

記 者：市長に。今回南庁舎は含まれていませんが、少し諦めていらっしゃるのですか。

市 長：これは、確認しておきたいのですが、南庁舎のこれまでの基本計画、基本設計というのは生きています。ですので、中に何をを入れるかという分については、図書館計画であったり喫茶店などの部分であったりするわけですが、その中から議会から提案をいただいて入れていた忍者関連施設が抜けているのが今の状態であるということに加えて、先般ご存知のように市の指定文化財になりましたので、その辺の所を間違わないでいただきたいのが、その南庁舎については壊すとかそういう話はすでに終わっているもので、文化財として保存改修をしなければならないということが1つと、それから前々からの基本計画と基本設計の改修計画が生きていたということがあるわけですから、ひと手間文化財的な意味合いが色々な意味で加わってきたということですので、諦めるとか諦めないとかいうことではなくて、これはそういう計画に沿って進めていくというルールができたということであります。ですから、今後そういう実施、残りの3千㎡をどうするのかというようなことを皆で考えていくということ、それからそれに伴う予算というようなことをそれに伴って出てくるというようなことです。ですので、この6月議会においては、まだその段階ではないということです。よろしいですか。

記 者：はい。

記 者：確認ですが、残りの3千㎡というのは忍者施設ですよね。言い換えま
すと、そこを何にするのかというのを決めないと次にはいけないかな
ということですよ。

市 長：そうです。基本設計はできていますが、実施設計にいくときに手直し
をしていかなければいけないということでしょう。文化財としての在
りようとそれから新しいものをどうするのか。その部分について図書
館施設で埋めてしまうのか、あるいは違うものをまた入れるのかどう
するかというのは、これからの話です。

記 者：図書館施設を広めるかどうかわかりませんが、何か埋めない限りは次
にいけないということですね。

市 長：そうです。